

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金申請受付要項

1 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受け、売上が大幅に減少している事業者に対し、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金（以下、「給付金」という。）を交付することで、福島緊急事態措置の解除後の「新しい生活様式」に対応するための取組みを支援します。

2 交付対象者及び交付要件

(1) 交付対象者

県内の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（以下「事業者等」という。）

(2) 交付要件

次の「ア」又は「イ」のいずれかに該当し、「ウ」から「オ」までの要件を全て満たすこと。

ア 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けていること。

イ 令和2年（2020年）4月期又は5月期の売上が前年同月比50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象者要件（※1）を満たすこと。

ウ 国が示した「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。

エ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと。

オ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設（※2）を営む事業者ではないこと。

※1 「持続化給付金対象者要件」参照URL：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/subject/>

※2 別表1「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」のとおり。

3 交付額

10万円（定額）

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和2年6月17日（水）から令和2年9月30日（水）まで

(2) 申請に必要な書類

別表2のとおり。なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め場合があります。

(3) 申請受付方法

ア 電子申請の場合

福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」のページから、電子申請フォームにアクセスの上、申請してください。

（URL）<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuufukin.html>

イ 郵送の場合

(宛先) 〒960-8681 福島市杉妻町2-16 福島県庁内郵便局留
福島県休業協力金事務局 宛

※郵送申請の場合は、9月30日(水)の消印有効

※切手(送料は申請者負担)を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載
ください。

※なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

(4) その他

ア 持参による申請受付は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

イ 申請書類は、福島県商工総務課のホームページ内「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/covid19kyuu-fukin.html>) のページからダウンロードしていただくか、お住まいの市町村、県商工総務課又は各地方振興局(別表3)でお受け取りください。

5 交付決定

(1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、給付金を交付します。

(2) 申請書類の審査の結果、給付金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

6 留意事項

(1) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、事業者名を公表する等の対応を取る場合があります。

(2) 申請で把握した個人情報は、給付金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用します。

7 問合せ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金及び給付金」の専用相談窓口
(福島県休業協力金コールセンター)

(電 話) 024-521-8575

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで